

# 邑楽町 子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年度~平成 31 年度

~子ども・親・地域が育つ邑楽町~



平成27年3月 日楽町

#### 計画策定の背景と趣旨

邑楽町では、平成 22 年 3 月に「邑楽町次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、「子どもが育つ 親が育つ 地域が育つ 邑楽町」を基本理念に、次代を担う子どもたちが豊かな自然の中で心身ともに健やかに成長できるよう、地域、事業所、行政が一体となって、子どもたちを応援して行くことを目指し、子育て支援体制の構築に取り組んできました。

国では、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」とともに「次世代育成支援対策推進法」を制定されました。「次世代育成支援対策推進法」では、「少子化社会対策基本法」の理念を具体化するために地方公共団体や企業に行動計画の策定を義務付けています。

しかしながら、このような取り組みにも関わらず、依然として具体的な子ども・子育て支援の施策が不足している状況に変わりはなく、少子化は進行しております。そこで、平成 24 年8 月に「子ども・子育て関連3法」が制定されました。この「子ども・子育て関連3法」に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年に施行され、新制度では、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとしています。

このような状況を踏まえ、邑楽町においても、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、及びそれに関連する業務の円滑な実施に関する計画の策定が必要となりました。そこで、「邑楽町次世代育成支援行動計画(後期計画)」が平成26年度に最終年度を迎えたことから、これまでの取組の成果と未達成課題を引き継ぎ、新たな計画として子どもを中心に位置づけ、子育て家庭と教育・保育の現場の実態に即した「邑楽町子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。なお、今後は、この計画に基づき、子ども・子育て支援の具体的な施策が実施されるよう推進していくことになります。

## 計画の期間と位置づけ

本計画は、平成24年8月公布の子ども・子育て支援法第61条「市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」に基づいて策定するとともに、邑楽町の独自施策を盛り込んだ計画として策定するものです。

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。達成状況の確認と見直しを毎年度行います。

 H26
 H27
 H28
 H29
 H30
 H31
 H32
 H33
 H34

 計画策定
 邑楽町子ども・子育で支援事業計画(本計画)
 次期計画 (平成 32 年度~)





#### 計画の基本理念

子育ては、地域社会の未来の担い手を育成することであり、また、子どもたちの健やかな成長に向けては、親だけではなく、地域社会のすべての人がともに力を合わせて取り組んでいくことが必要です。

次世代育成支援行動計画では、次代を担う子どもたちが豊かな自然の中で心身ともに健やかに成長できるよう、地域、事業所、行政が一体となって、子どもたちを応援していくため、様々な施策を展開してきました。しかしながら、人口の減少、少子高齢化などの社会的な傾向に大きな変動はありませんでした。そのため、今後も子育て支援の施策を実施していく必要があるということには変わりありません。

そこで、基本理念は、邑楽町の子育てに関する方向性を示すものであり、目指すべき子育て 支援の姿となるため、次世代育成支援行動計画の基本理念を踏襲し、発展させるために、以下 のように定めます。



# 計画の基本的視点

本町では、次世代育成支援行動計画に基づいて、総合的な子育て支援策を推進してきました。 本計画では、次世代育成支援行動計画の考え方を継承し、策定及び事業の実施にあたっては、 次の9つの視点を基本として推進します。

<u>\_</u>

<u></u>

- Ⅰ 子どもの視点
- 2 次代の親づくりという視点
- 3 サービス利用者の視点
- 4 社会全体による支援の視点
- 5 仕事と生活の調和の実現の視点

- 6 すべての子どもと家庭への支援の視点
- 7 地域における社会資源の効果的な活用の視点
- 8 サービスの質の視点
- 9 地域特性の視点

**6** 

#### 計画の基本目標と主な施策

本計画の基本理念の実現に向けて、次の7つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

# 基本目標1 地域における子育て支援

人々の「つながり」や「かかわり」が薄れていく中で、「身近な地域に相談できる相手がいない」、「子どもを一時的に預けられるような体制が十分でない」などの理由から、在宅で育児を行う家庭の子育てへの負担感や不安感が増大しています。

すべての子育て家庭のために、利用者の二一ズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。

#### 基本施策

- 地域における子育て支援サービスの充実
- 集団生活の中での実体験に基づいた保育の実施
- 子育て支援のネットワークづくり
- 児童の健全育成
- 子育て家庭に対する経済的支援

# 基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保と増進

安心して妊娠・出産ができる環境を確保するとともに、母親の育児に関する不安を軽減し、 のびのびと安心して育児が楽しめるよう母子保健事業の一層の充実を図ります。

また、子どもたちの心身ともに健全な育成を図るために食育、思春期保健対策、小児医療の充実を進めていきます。

# 基本施策

- 子どもや母親の健康の確保
- 「食育」の推進
- 子どもの健康の確保と増進に向けた対策の充実
- 小児医療の充実(福祉医療・情報提供等)

# 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に向けた教育環境の整備

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や倫理感、自立心や自制心、社会的マナーなど「生きる力」を育成する上で重要な役割を果たします。

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、家庭はもとより教育・保育施設・学校・地域が連携・協力し、子どもの心身ともに健やかな育成を図るための教育環境づくりを推進していきます。

## 基本施策

- 次代の親の育成
- 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- 家庭や地域の教育力の向上
- 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

# 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

公共交通機関や公共施設、歩道など子育てバリアフリー化により、安心して外出できる環境整備と、交通安全対策、防犯対策の推進など、子どもたちが安心して暮らせる環境整備に努めるとともに、良質な公営住宅や地域の居住環境の整備を進めていきます。

## 基本施策

- 良質な住宅及び居住環境の確保
- 安全な道路交通環境の整備
- 安心して外出できる環境の整備

# 基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進等

共働き世帯が増加し人々の生き方が多様化する中で、子育てと仕事の調和を実現するためには、人生の各ステージ、特に子育て期において、多様で柔軟な働き方を選択できることが重要となります。また、女性が仕事と育児を両立していくためには意識改革を含めた男性の働き方の見直しが必要となります。

事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、官民一体となって体制の整備や広報、情報提供などに取り組んでいきます。

#### 基本施策

- 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し
- 仕事と子育ての両立のための基盤整備

# 基本目標6 子どもの安全の確保

子どもの交通安全を確保するため、また、犯罪等の被害から子どもを守るための取り組みを 推進します。また、犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアに対して、 関係機関と連携したきめ細かな支援を推進します。

# 基本施策

- 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

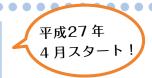
# 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

ひとり親家庭等の自立支援、児童虐待防止、障がい児及びその家族などへの支援等、子育て 支援を推進します。特に、児童虐待に関しては、発生予防、早期発見・早期対応等の観点から、 地域の協力、関係機関との連携及びネットワーク体制の強化を推進していきます。また、障が い児及びその家族に対しても、複数の支援の中から子どもにあった環境を選ぶことができるよ う推進していきます。

# 基本施策

- 児童虐待防止対策の充実
- 母子家庭等の自立支援の推進
- 障がい児施策の充実





子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・ 子育て支援事業」の2つに分かれます。本章では、これらの事業の需要量の見込みや、その確保 の方策について定めます。

+



# 子ども・子育て支援新制度の全体像

#### 子ども・子育て支援給付

# 施設型給付

- (教育・保育施設)
- ・保育園(所)
- ・幼稚園
- ・認定こども園
- 地域型保育給付
- ・小規模保育
- 家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

#### 地域子ども・子育て支援事業

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③放課後児童クラブ
- ④子育て短期支援事業
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥一時預かり事業(幼稚園在園児)
- ⑦一時預かり事業(幼稚園在園児以外)

- ⑧病児保育事業
- ⑨ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)
- ⑩乳児家庭全戸訪問事業
- ⑪養育支援訪問事業
- 12)奸婦健診事業
  - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
  - ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

※未就学児童のファミリー・サポート・センターは、国の一時預かり事業で実施

… 量の見込み・確保の内容を設定しない項目

また、子ども・子育て支援新制度の下では、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客 観的基準に基づき、子どもの年齢や保育の必要性の状況を鑑みて、次の3区分にそれぞれ認定し、 幼児教育・保育を提供することとなります。



# 認定区分と提供施設

認定区分	保育の必要性の有無	該当年齢	提供施設
号認定	保育の必要性なし 幼児教育のみ	3 - 5 歳	幼稚園、認定こども園
2号認定	保育の必要性あり	3 - 5 歳	保育所、認定こども園
3号認定	保育の必要性あり	0-2歳	保育所、認定こども園、地域型保育事業

## 計画事業の提供体制

#### 教育•保育提供区域

本町においては、1か所で全町的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効 率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全町)と設定しつつ、地域の二一 ズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

#### 認定の区分と提供施設

新制度では、3つの区分認定に応じて幼稚園や保育所などの施設等の利用先を決定 します。

#### 認定区分、利用施設

1号認定 満3歳以上、教育を希望

- → 幼稚園、認定こども園
- 2号認定 満3歳以上、保育の必要性認定、保育を希望 → 保育所、認定こども園
- 3号認定 満3歳未満、保育の必要性認定、保育を希望 → 保育所、認定こども園、
  - 地域型保育事業

## 教育・保育の量の見込み

	平成 27 年度			平成 31 年度		
認定区分	見込(A)	確保量(B)	(B) - (A)	見込(A)	確保量(B)	(B) - (A)
号認定 (3歳~5歳、幼児期の学校 教育希望)	350 人	540 人	190 人	340 人	540 人	200 人
2 号認定 (3歳~5歳、保育必要・保育希望)	250 人	250 人	0人	250 人	265 人	15 人
3 号認定 (0歳~2歳、保育必要・保育希望)	180人	160人	▲ 20 人	185 人	185 人	0人

- これまでの利用実績、ニーズ調査結果・人口推計等から必要な量の見込みを算出しています。
- 保育については、平成26年度現在、(公立保育所3園、私立保育所1園)の提供体制があり、 定員が370名となっています。
- 保育の提供体制については、現状の認可保育所の整備により、量の見込みに対応した提供体制 の確保に努めます。また、多様化する保育ニーズへ対応するため、利用者ニーズを把握しながら、 定員の弾力化などで対応するとともに、認可保育所による定員増や各種の保育事業との連携を 図り、増加する3歳未満児の保育や一時保育等への対応を進めます。
- 教育については、平成26年度現在、定員540名(公立幼稚園3園) となっています。

#### 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名		平成 2	7 年度	平成 31 年度	
		見込	確保量	見込	確保量
①利用者支援事業		Ⅰか所	Ⅰか所	2 か所	2 か所
②延長保育事業		420 人	420 人	420 人	420 人
② ## =	低学年	170 人	170 人	170 人	170人)
③放課後児童クラブ	高学年	80 人	80 人	80 人	80人)
④子育て短期支援事業		0 人日	0 人日	0 人日	0人日
⑤地域子育て支援拠点事業	1,200 人回/月	3 か所	1,600 人回/月	3 か所	
⑥一時預かり事業 (幼稚園在園児)		6,846 人日/年	7,000 人日/年	9,753 人日/年	10,000 人日/年
⑦一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)		200 人日/年	200 人日/年	200 人日/年	250 人日/年
⑧病児保育事業		50 人日/年	50 人日/年	50 人日/年	50 人日/年
<ul><li>⑨ファミリー・サポート・センター事業 (就学児)</li></ul>		0人日/週	0人日/週	0人日/週	0人日/週
⑩乳児家庭全戸訪問事業	161 人	161 人	151 人	151 人	
⑪養育支援訪問事業	30 人	30 人	30 人	30 人	
⑫妊婦健診事業	161 人	161 人	151 人	151 人	

- ほとんどの事業において、見込み量に対して、十分な事業提供を確保できるとみており、ニーズに応じてさらに体制を充実させていきます。
- 町内に対応する施設のない事業は、県内近隣施設との連携なども含め、ニーズに対応する体制 を維持します。
- 見込が 0 人の事業は、ニーズ調査において利用希望がないものとしていますが、今後の保護者ニーズに対応できるように、事業、施設整備をすすめます。



# 邑楽町子ども・子育て支援事業計画

平成27年度 ~ 平成31年度

発行 平成27年3月 編集 邑楽町 子ども支援課 〒370-0692 邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1 TEL:0276-47-5023 (直通)

FAX:0276-88-3247

概要版